

2009年・国連改革と日本の国連政策を評価する：

第7回国連改革PFへのNGO提言

—新しい時代状況の中で、国連改革を考える—

国連改革に関するNGO連絡会：

川崎 哲（ピースボート）

黒田かおり（CSOネットワーク）

高橋清貴（日本国際ボランティアセンター）

高木晶弘（CSOネットワーク）

寺中誠（アムネスティ・インターナショナル日本）

上村英明（市民外交センター）

2009年3月26日

目 次

1. 2009年・国際社会の新しい流れと国連改革	2頁
2. 国連改革に関するNGOの視点とその提言の積み重ね	4頁
3. 個別分野における評価と提言	5頁
1)開発	5頁
2)環境	8頁
3)軍縮	11頁
4)平和構築	15頁
5)人権	21頁

1. 2009年・国際社会の新しい流れと国連改革

9.11事件の衝撃やアフガニスタン・イラクで展開された対テロ戦争を機に、国連の国際社会における役割の再確認と強化を求めて、2005年に始まった国連改革の流れは、2009年を迎えて、新しい環境の中で明確に再評価されるべき状況に到達している。2005年当時、米国主導の対テロ戦争により、生命や人権の尊重、話し合いや国際法の遵守が後退する一方、国際ルールを無視した武力行使や軍事行動が大手を振って実行され、世界的な軍事費拡大が行われた。その象徴は、国連改革を方向づけた同年9月の国連世界サミットの合意文書において「軍縮・不拡散」に関する合意がゼロであったことだろう。しかし、こうした武力に傾斜した一方行動主義に対し、世界の世論は、その後明らかな抵抗運動を強めることになり、その結果として、各国における多国間主義、国際協調主義への回帰の流れが作られることになった。

対テロ戦争を中心とする一方行動主義の米国においても、2006年の中間選挙を経て、2009年には、オバマ新政権が誕生した。オバマ政権は、「対テロ戦争」という言葉の使用を避けると同時に、イラクからの撤退を表明し、また「核兵器のない世界」を目標として掲げるようになった。さらに、国外においてはガンタナモの収容施設の閉鎖を掲げ、国内においては福祉や雇用、差別撤廃や環境保護政策に掲げ、この実施が期待されている。こうした政策が実施されれば、国際社会においても、安全保障では軍拡と対テロ戦争から軍縮と多国間協調主義への大きな回帰の流れが促進され、人権や環境政策の枠組みにおいても、これまでの否定的な流れが追い風を受けて大きく変化、前進する可能性も小さくない。

他方、米国のサブプライムローン問題に端を発した、2008年9月以降のグローバル経済・金融危機は、世界各地に多くの経済的・社会的損害を与える一方、むしろ先進諸国自体の経済構造の問題性を白日の下にさらし、新保守主義による市場・競争優先原理の下で一方的に形成されてきた国際社会秩序に見直しを迫っている。例えば、開発分野における一方的な視点にすぎなかったグッド・ガバナンスを双方向的な概念に修正し、人権における自由権と社会権のバランス構造の強化からすべての人々の労働や雇用を守らなければならないという考え方が改めて社会の前面に登場している。さらに、その環境の中では、生物多様性にみられるように地球環境の保護が、金融資本主義とそれによる経済成長政策を見直し、地球環境問題を改めて社会的公正さとの関係において再構築する契機ともなっている。同時に、グローバル経済・金融危機によって生まれつつある、先進諸国が負わなければならない国際協力に対する義務への関心の低下

も危惧されるところであるが、こうした問題も社会的公正を基盤とした国際社会秩序の再構築という視点から検証されなければならない。

こうした時代であればこそ、これらのグローバルな流れを確認しつつも、国連改革の意義は、特定の政権の誕生や政策の枠組み変化に依存するだけではなく、政策が現場においてどのような実態を生み出しているのかという草の根の市民や住民の視点から再評価されることが不可欠である。また、こうした視点から国内問題とグローバルな問題の関係性とその課題を明らかにし、国際協力への正当な関心を後退させてはならないだろう。この逆風から順風の時代になったからこそ、国連外交を中心とする日本外交も改めて足元の視点から政策評価をしなければならないだろう。

2. 国連改革に関するNGOの視点とその提言の積み重ね

国連改革が始まろうとする2005年6月、私たち国連改革に関するNGO連絡会（以下、NGO連絡会）は、国連改革に求める4原則、**1)非戦・非暴力・非武装の徹底、2)人権と人間の安全保障の実現、3)公正な多国間主義の強化、4)二重基準の排除と普遍性を掲げた上で「国連改革に関する日本NGOの共同提言」**を公表した。この提言においては、国連改革の方向性と課題とを明示すると同時に、日本政府に対してもこれらの原則に基づく国連政策の策定と国連改革への取組を要請した。その後、国連改革における政府とNGOの対話の場である本「国連改革に関するパブリックフォーラム」が実現したのちも、NGO連絡会は当初の4原則を以下の5原則に拡大しながらも、毎年、「NGOから提言する日本の国連政策の優先事項」などの形式で、提言書を作成し、日本政府に国連改革への真摯で、積極的な参加を求めてきた。

- ①非暴力主義の再確認と平和の重視
- ②国際社会およびアジアを含む地域での公正な多国間主義への回帰
- ③人権と人間の安全保障の重視
- ④環境、開発の視点からの持続的可能性の確保
- ⑤核軍縮問題への公正な枠組みの構築と新たな安全保障への取組
(2007年のNGO提言を要約)

残念ながら、日本政府は、特定の分野を除いて、国連改革に総体的に取り組んだとは言い難く、また、NGO連絡会が提言した原則が効果的に考慮されたともしえない。しかし、こうした原則は、上述したように国際社会では、21世紀初頭の厳しい状況を抜け、ますます主流となりつつあることに改めて確認したい。その点、第7回国連改革に関するパブリックフォーラムは、国連改革の動きと日本政府の対応を個別の分野での動きを参照しつつ、こうした新しい国際環境の中で総体として評価し、さらなる発展のための課題を共有することがその目的である。

3. 個別分野における評価と提言

1) 開発

*総括的評価

2005年の国連世界サミットで成果文書が出されてからこれまでのわずか4年ほどの間にも、国際社会の経済・社会システムは様々な荒波にもまれ続けてきた。2007年のエネルギー価格や食料価格の高騰や2008年の経済・金融危機は私たちの記憶にまだ新しい。その一方で、経済・社会問題に関する国際論議も活発である。例えば、援助の量的な拡大の大合唱があった2005年とは対照的に、今日では援助の質を問う議論が活発になっている。また、地球温暖化問題についての議論も緩和と適応に向けた実効性に富む政策の実現が求められるようになってきている。こうした背景を踏まえたとき、国連においては、持続可能な社会の実現に向けて人間の安全保障を中心として国際社会全体を巻き込んだ規範形成を含む理念や政策レベルでの改革と、その規範を適用し、具体的な成果を出していく成果重視のアプローチの深化という実施レベルでの改革、この二つを着実に進めることであろう。

*開発に関する評価と提言

A. 援助効果向上

援助効果向上に関するパリ宣言（2003年）及びア克拉・アクション・アジェンダ（2008年）を確実に実行していくために、国連システムの関係諸機関の果たす役割は小さくない。特に、環境や人権を重視する「国連」機関がポスト・ア克拉の議論に積極的に関与することを期待する。その意味で、2008年7月から始まった開発協力フォーラム（Development Cooperation Forum：DCF）を市民社会として歓迎する。DCFによって国連経済社会理事会の開発分野の機能が強化されるだけでなく、拡大してきた国連の専門機関との連携・調整が図られることを期待する。ただし、国際援助に必要なのは、単なる調整のための調整ではなく、国連を含む援助実施機関の間の行動規範（Code of Conduct）をできるだけ統一していくことであろう。これは、援助のデリバリーの効率性を向上させるための「調整」というよりも、特に援助を最も必要とする現地の人々や社会における持続可能な開発の促進に向け、援助実施機関、特に新興ドナーなども巻き込みながら住民の主体性や民主的オーナーシップを高める活動や、現地環境や人権に配慮した活動をとられるようにしていくためのものであることを見逃すことはできない。

B. 権利基盤アプローチ

今日の世界では、人権概念の拡大（社会権、経済権）を反映し、権利概念を基盤とした開発援助が重視されてきている。実際、イギリスの国際開発援助省（DFID）や北欧諸国の政府援助機関も人権概念を開発援助の中心に置き始め、市民社会組織（CSOs）も、特に途上国のCSOsは人権を強く意識するようになってきている。

確かに人権は個人を中心とした見方であるが、他方で、権利の概念は、苦境にある人と援助の手を差し伸べる力を持つ人との間に一定の関係性を浮かび上がらせるものとなる。開発の権利に基づくアプローチを導入することは、この関係性の中で開発のあり方を見直そうとするものである。ここでは、権利を要求する個人の能力と権利の実現を可能とする社会環境を整える政府の能力のあり方が問題となる。従って、政府は開発援助の透明性を確保し、住民に対して説明責任を果たすことが求められ、行動の主体となる住民のオーナーシップは民主的なものとなることが求められる。

開発政策が一貫して権利という観点から住民のニーズに沿ったものでなければならぬことは当然である。

C. 国際金融システム

開発分野における2005年以後の変化について語る上で2008年秋からグローバルに波及した経済・金融危機の問題を切り離して議論することはできない。この危機に対して国際社会が適切な対応をしなければ、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成は到底不可能になると言わざるを得ない。特にMDGsの目標8は、「さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する」と定めており、これは日本を含む先進国の重要なコミットメントである。2005年の世界サミット成果文書においても、「システムに問題及びグローバル経済の意思決定」に関して、途上国の参加、国際金融構造の改善、公平性・透明性・ガバナンス等のコミットメントが掲げられており、これらの点における国連改革が今日の重要な課題として残っている。この点に関して、2008年12月のドーハ開発資金会議の宣言の中で本年6月に金融システム改革に関する国際会議を開催する提案が盛り込まれたが、基本的に市民社会はこれを歓迎する。しかしながら、その議論においては以下の諸点を含む市民社会の提言を十分に考慮することを求めたい。

- ブレトン・ウッズ諸機関を早急に改革し、その政策を見直すとともに、意思決定における途上国の参加を確保すること

- 効率的で公正な課税制度と財政制度の強化
- 所得報告の透明性と多国籍企業への効率的な課税
- タックスヘイブンへの資本流失を防ぎ、世界規模の税協力を強化し、国際税機構を立ち上げること
- 国際金融を規制し透明化する「国際連帯税」を導入し、その税収を最も脆弱な立場に置かれた人びとや持続可能な世界の実現のために活用すること
- 貧困層や女性の声を財政政策に反映させる手段を確保するための予算措置
- 多国籍投資家の拘束規範に同意すること
- 海外投資に関する援助関連機関の政策は、その中核に労働基準をしっかりと埋め込むこと

D. 国連経済社会理事会の改革

国連経済社会理事会のメリットは、理事国間で専門特化した集中的な議論が行えることであり、また多様な主体と連携・協議する常設の場が確保されていることである。しかし、残念なことに、現在、この二つのメリットが十分に機能していないため、先進国の経社理離れが起きてしまっている。しかしながら、開かれた場で多様なアクターを巻き込んで専門的に議論するというモダリティは、グローバル化する国際社会を民主的に運営していく上での一つの試金石である。その一方で、近年の食糧危機や経済・金融危機に見るように、経済社会分野のグローバルな課題はより緊急性や深刻度を増してきており、経社理の重要性も相対的に高まってきている。

以上の観点から、(1) 経社理がより迅速に意思決定し、政策を執行できるように権限を強化することや、(2) 会合の公開性や多様なアクターとの連携を確保するために、市民社会の代表と政府代表のハイブリッド機関を作ること、さらには(3) 市民社会の投票権を導入することなどの検討も必要であろう。

E. 民間セクター

ここ数年、開発にかかわる主体が多様化するにつれて、民間企業や大学などを含む幅広い市民社会が、さまざまな形で開発課題の解決に取り組むケースが増えている。それぞれの主体が、現地コミュニティの主体性を尊重し、人権、環境、労働などの課題に取り組み、社会的責任ある開発に寄与することが望ましい。

2) 環境

*総括的評価

地球温暖化やその影響を大きく受けている生物多様性の保全をはじめとする様々な地球環境問題の解決に向けて、世界は大きく動いている。新政権発足で、大きく転換する米国の地球温暖化政策をよそに、日本政府は中長期の政策目標がなかなか定められずにいる。今年の12月にデンマークのコペンハーゲンで予定されている第15回気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC) ・締約国会議 (COP15) は、京都議定書に定めのない2013年以降の地球温暖化対策を決定し、各国の同意を求める重要な会議と位置づけられている。

国連はこの間、気候変動をめぐる重要な交渉の舞台を提供し、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は世界に向けて科学的知見に基づいた警告を発し続け、ポスト京都枠組みの合意に向けて貢献してきたことは評価できる。米国は主要排出国会合 (MEM) の開催を主導して、国連プロセスの枠外において存在感を発揮しようとして試みたが、UNFCCCプロセスが本来の交渉の場として揺らぐことはなかった。しかし、見通しは楽観できない。ポズナンでのCOP14は大きな進展もなく閉幕し、世界的な金融経済危機が気候変動への取り組みに暗雲をもたらそうとしている。国連がこの難局を乗り越え、先進国と途上国の対立を克服し、コペンハーゲンでの合意とともに持続可能な社会を実現できるか、まさに正念場を迎えている。

*環境に関する評価と提言

A. 気候変動・緩和策

気温上昇を2度未満に抑えるためには、2050年に世界全体で温室効果ガスを1990年比で半減する必要がある、特に先進国は60～90%の削減が求められている。バリでのCOP13では先進国全体で2020年までに90年比25～40%の削減目標が示されたが、ポズナニでのCOP14ではさらなる進展は見られなかった。

日本政府は、京都議定書の目標達成は言うまでもなく、IPCCの科学的要請に基づき、2020年までに少なくとも90年比でEUの30%と同等かそれ以上の削減という中期目標を早期に設定すべきである。ならびに、必要な気候保護の法制化をすすめることも重要である。これらにより、COP15の合意と成功に向けて、先進国として責任ある貢献をすべきである。

B. 気候変動・適応策

温暖化による悪影響はすでに脆弱な途上国において顕著になりつつある。先進国は、汚染者責任に基づき、途上国に対する補償として、二国間のみならずUNFCCCプロセスにおける適応策の支援を早急に強化することが求められている。途上国の適応策においては、自然災害、食料・農業、水、保健、生物多様性等について、ジェンダーの観点を重視しつつ、従来の開発政策との統合的な対策を行うとともに、低炭素エネルギーへの転換を支援し、エネルギー効率化に必要な技術を途上国に移転する必要がある。

C. 気候変動への資金の確保

危険な気候変動を回避するためには、2050年までに平均して年間およそ世界のGDP比1%のコストが必要といわれる。これは決して高いコストではなく、対策が遅れるほどコストは増大する。

日本を含む先進国は、独自の多国間・二国間基金のみならず、コペンハーゲンでのCOP15に向けて、UNFCCCプロセスにおける各種基金が十分な資金を調達できるよう、公平な負担を伴った責任ある資金メカニズムの提案を積極的に行うべきである。

D. 分散型エネルギー政策への転換

2008年、エネルギー価格の高騰が人びとの生活をかつてないほどに脅かした。2005年の国連総会成果文書ではエネルギーに対するアクセスの向上が掲げられているが、新興国の影響などにより今後もエネルギー需要は増加すると見込まれており、自然エネルギーや省エネルギーなど、地域に根ざした分散型エネルギー分野における政策を率先的に実施することが早急に求められている。地域自立、経済と環境の調和、市場のグリーン化、分散型で効率の良い社会などを促すエネルギー構造を、途上国と共に構築していくべきである。

また地域安全保障に鑑み、日本は、温暖化対策の一環として原子力発電を推進するべきではない。

E. 生物の多様性の保全への日本政府の役割

2010年には、国連総会の会期中に生物多様性をテーマにした初の首脳級会合が開催され、生物多様性条約第10回締約国会議（COP）が名古屋市で開催される予定である。世界最大の資源消費国であり、資源提供国に大きな影響を及ぼしているもある日本は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることを理解すべきである。COP10に向け

て、日本政府は、気候変動との関連性も高い生物多様性の保全のために、人権や開発の問題とも連動させながら、世界のリーダーシップをとることが求められており、その責任がある。

3) 軍縮

*総括的評価

2005年以來の4年間で、国連と国際法に基づく多国間の軍縮・不拡散枠組みにはいくつかの大きな欠陥が作られてしまった。その一つは、米印原子力協定である。核不拡散体制の要である核不拡散条約（NPT）に未加盟の核保有国インドに対して、米国と国際社会は「特例措置」を事実上認め、これによって、NPT体制の信頼は大きく損なわれた。これをいかに回復するのかは、大きな課題である。

もう一つ、とりわけ日本との関係で深刻なのは、北朝鮮問題である。2006年の核実験以来、6者協議を通じた北朝鮮の非核化交渉が継続されているとはいえ、そのプロセスは一進一退を繰り返すばかりである。米前政権の敵対的アプローチは、北東アジア全体の緊張を高めてきた。米新政権が対話路線を打ち出すなかで、この地域から核の脅威を取り除き、多国間の平和メカニズムを築くことが模索されなければならない。NGO連絡会が2007年の提言に「核軍縮問題への公正な枠組みの構築と新たな安全保障問題への取り組み」を掲げたのは、こうした趣旨からであった。

さらに近年、多国間の軍縮・不拡散枠組みを複雑化しているのが、地球温暖化問題である。地球温暖化への対応策として原子力の利用拡大を提唱する向きがあり、とくに原子力産業界はこれに熱心である。しかし、原子力は地球温暖化の根本的解決策にはならないばかりか、無原則な原子力拡大は核拡散の危険を高める。核兵器に利用可能な物質や技術に対する国際的かつ普遍的な規制の強化が、これまでもまして必要とされている。

こうしたなか、日本政府は、2008年のG8北海道・洞爺湖サミットにおける「軍縮・不拡散」を一つの注目点として打ち出し、また、日豪共同イニシアティブによる「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」（ICNND）を発足させるなど、注目すべき動きをみせている。国連における核廃絶決議も継続していくであろう。これらの取り組みが、単なる修辞に終わらず、国連と国際法に基づいた軍縮・不拡散枠組みを実質的に強化することにつながるものになることを期待したい。

なお、核兵器以外の分野においては、2008年にクラスター爆弾の禁止条約がNGOと有志国家の協力によるオスロ・プロセスによって成立するという重要な前進があった。武器貿易を規制する武器貿易条約（ATT）に関しても、2006年の国連決議を受け、政府専門家グループの活動が開始されている。劣化ウラン弾に関する国連での検討も進んでいる。これらは、実際の紛争現場で使われて

いる非人道兵器であり、こうした兵器への国際規制が進むことは、開発、平和構築、人権の観点からも重要な意義がある。

地球規模の脅威に対して、地球規模で対処する。――この基本姿勢が、軍縮・不拡散をはじめとする安全保障課題の中心軸として据えられなければならない。

*軍縮に関する評価と提言

A. 核兵器禁止条約への準備の開始

核兵器禁止条約は、核兵器を包括的に非合法化する国際法規範である。5核保有国の特権を認めたNPT体制の欠陥をのりこえ、普遍的な禁止体制をつくろうという発想である。核兵器禁止条約をめざすことは、NPTをはじめ現存するさまざまな個別的軍縮・不拡散の条約や措置と矛盾せず、これらを大きな枠組みの中に統合するものである。そしてインド、パキスタン、イスラエルというNPTの外にいる核保有国をも含み込むことができる。

すでに2006年には、大量破壊兵器委員会（ハンス・ブリクス委員長）の報告書が「核兵器の非合法化のための準備を開始せよ」と提言している。2008年10月には潘基文国連事務総長が、核兵器廃絶への一つの道として核兵器禁止条約に言及し、マレーシアとコスタリカによって国連に提出されたモデル核兵器禁止条約が議論のよい出発点になる、と述べた。

日本政府は、核兵器禁止条約の交渉が時期尚早であるという見解を変更し、核兵器禁止条約の交渉開始または準備作業開始を呼びかけるべきである。

B. 包括的核実験禁止条約（CTBT）と核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

米国をはじめとする未批准国のCTBT早期批准を促すことで、CTBTの早期発効に努力すること。

検証可能な核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けて、ジュネーブ軍縮会議（CD）や国連総会の場で主導的役割を発揮すること。

CTBTもFMCTも、NPTの外にいる国連加盟国を含み込む有効な軍縮・不拡散条約となる。

C. 核分裂性物質に対する普遍的な規制

高濃縮ウランとプルトニウムといった核兵器に利用可能な物質およびその関連技術は、民生目的の場合も含めて、普遍的で厳格な国際規制下に置かれる必要がある。核保有国が免責されたり、一部の国が特例を認められたりするような現行の体制は、きわめて不安定である。国際原子力機関（IAEA）追加議定書

の普遍化や、核分裂性物質の生産禁止と並んで貯蔵の問題も議論することが必要である。

D. 2010年NPT再検討会議

2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議の成功に向けて、今春の準備委員会や今秋の国連総会で努力すること。とりわけ、軍縮を再生させるためには、2000年に合意された「13項目の軍縮措置」をあらためて再確認し、その履行について実地的な議論をおこなう必要がある。

E. 核兵器の役割の縮小

安全保障における核兵器の役割を縮小することは、2000年のNPT再検討会議における全会一致合意措置である。国際的な核軍縮への機運が高まるなか、このことを規範化し実行することが緊急の課題となっている。とりわけ、核保有国の同盟国が「核の傘」を理由に核兵器の役割に固執し続ければ、国際的な核軍縮の妨げともなる。日本は、核の先制不使用や北東アジア非核兵器地帯条約をはじめ、核兵器に依存しない安全保障政策を検討すべきである。6者協議の枠組みを活用し、そのための多国間協議をおこなうべきである。

F. 武器貿易条約（ATT）

日本政府は、ATTの早期実現に向けた明確な意思をもって行動し、ATTに関する政府専門家グループにおいて積極的な役割を果たすこと。

G. 軍縮教育

核兵器廃絶と「人間の安全保障」を掲げる国として、軍縮教育のための政府、学術機関、市民社会の協力を促進すること。とりわけ、高齢化のすすむ被爆者の参加は重要であり、核被害に関する地球規模の調査および理解促進が求められる。

*軍縮から開発、環境、平和構築、人権へ

2008年11月に国連安保理で「軍備規制と集団的安全保障」に関する討議が、コスタリカのイニシアティブによっておこなわれた。国連憲章26条は世界の資源の軍備への転用を最小化すると定めているにもかかわらず、これまで国連の場で軍備の規制や軍事費の削減について正面から議論されることはなかった。「軍隊のない国」コスタリカは、これに風穴をあけようとしたのである。

国際NGOは、「開発のための軍縮(Disarmament for Development)」という運

動を展開している。膨大にふくれあがった世界の軍事費を削減し、人間の生存と開発のために振り向けよという主張である。これまで国連が積み重ねてきた「軍縮と開発」に関する研究の蓄積にもう一度光をあてるべきときである。また、軍事基地を撤去・縮小し、軍事基地に伴う環境や人権問題の改善につなげる努力も必要である。

一方で、地球温暖化が原子力への関心を呼び、それが世界的な核の脅威をさらに複雑化させている。このような入り組んだ現実には、私たちに対して、将来の世代に責任のあるエネルギーや環境のあり方とは何かという根本的な問題を投げかけている。

現代の重層的な危機を克服するには、地球規模の軍縮を再生させることが不可欠である。資源を、紛争予防、平和構築、人間の安全保障、再生可能エネルギーなどの分野に振り向けるのである。同時にこれらの分野は、市民社会が力を発揮しやすい分野でもある。市民社会がこれらの分野でイニシアティブをとり、武力によらない安全保障を主流化させていけば、国家による軍縮の促進剤ともなる。憲法9条の平和主義をもつ日本が、持続可能な地球社会のために貢献できる絶好の機会が、到来している。

4) 平和構築

*平和構築に関する評価と提言

A. 平和構築委員会

平和構築委員会が、その実質的な活動を2006年6月に始めてから約3年が経とうとしている。同委員会は、多くの国の内戦が、終結してから5年と経たないうちに紛争状態に逆戻りしてしまう現実に対して、有効な手立てはないものかという願いから「政府間の調整機関」として設立されたものである。従って、現地での平和構築プロセスを推進するために当事者の政治的意思を国際社会が喚起・促進することを主たる目的とする。

この間の成果としては、平和構築委員会(PBC)、平和構築支援事務局(PBSO)、平和構築基金(PBF)の三位一体の基本体制ができ、4カ国(ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ共和国)の国別アプローチが進められ、教訓作業部会を通じたテーマ別の議論(紛争後選挙のあり方、アフガニスタン・コンパクトの検討、など)への着手などが挙げられる。全体としてゆっくりとした進み具合であり、目を見張るほどの成果はないものの、ビジネスモデルの構築という観点からは着実に前進していると評価できよう。しかしながら、PBCの眼目は先に述べたように当事者の政治的意思の喚起・促進である。その観点からの評価はどうであろうか。国連を超えて世銀・IMFを議論に参加させる、安保理からの諮問に応じて政治的メッセージを出す、PBCの活発化に向けたメンバー国間での仲間意識の醸成などはプラスの評価とすることができようが、その一方で、PBCが取り組んできた国がアフリカの中で小国であり、平和構築が政治的に比較的“行いやすい国”であった事実は指摘しておきたい。スーダンやソマリア、イラクやアフガニスタン、パレスチナなど極めて厳しい政治的問題を抱える国に対しては、まだ取り組んでいない。従って、現状で満足することなく、当事者の政治的意思を促進することが主眼であることを再認識し、こうした政治的に難しい国々に取り組んでこそ、その本来の意義が果たされるものであること、またそのことへの市民の期待が小さくないことを喚起したい。そのためには委員会の活動のモダリティに関し、次のようないくつかの見直しが必要である。

a) 平和構築委員会の中立性の確保と安全保障理事会の民主化

まず、平和構築委員会が主として安保理との関係で捉えられている点である。アナン報告(In Larger Freedom)が経済社会理事会への提言を求めていたように、設立に際して途上国諸国が総会や経社理による関与の拡大を求めるなど位

置づけに関して議論があったことを思い起こしたい。これは、平和構築が新たな大国による介入を促し、正当化することにならないかということへの懸念だが、それは苦い植民地時代の歴史を持つ途上国の「大国による恣意的介入」への当然の忌避感である。平和構築委員会は、当事国の主体性を尊重しつつも介入を促進することは事実である。言い換えれば、平和構築委員会の活動を担保するためには、委員会の中立性、不偏不党が徹底されるべきであり、そのためには上位にある安保理の民主的な運営に向けた改革が進められるべきであろう。例えば、平和構築委員会のみならず安保理における市民社会の参加、特に女性の参加を確保することが肝要であると思われる。

b)市民社会の関与と女性の参加

平和構築委員会が対象とする紛争では、武力を行使した集団の代表者の中で休戦協定を結ぶという方策の有効性には限界があることがわかってきている。従って、平和構築を十全に進めるためには、対象となる地域の市民とのコミュニケーションや協議・対話を通じてニーズを把握し、地域の人々の協力を仰ぐボトム・アップ方式によって地域の平和と安定が作られていくと考えられる。従って、当事国の主体性を尊重し、そのガバナンス能力を高めることが必要である一方で、当事国に対してはプロセスにおいて効果的なチェック・アンド・バランスと説明責任を要求し、人々への目に見える配当と生計の確保と人権や環境配慮などの一貫性を求める統合的アプローチによって、地域住民一人ひとりの意識の変革と関与の下で平和構築が行われるよう市民社会の参加を確保すべきである。また、紛争下におけるジェンダーに基づく暴力や差別に対して特別に配慮を行い、アカウンタビリティと報告メカニズムを確立すること。また、平和構築での女性の役割と可能性を重要視し、平和構築委員会における女性の参加を確保すること。

c)平和構築事務局（PBSO）の専門性の強化

国連の予算、人材の多くがフィールドに向けられている。国連の三つの役割（支援、調整、規範づくり）で言えば、支援に多くのリソースが向けられてきた。今、平和構築において強化が求められるのは、規範づくりである。それは、国連の事務局本部などの行政的機能によって担われるべきものであろう。その意味で、平和構築においても、PBSOが規範づくりを積極的に進められるようになるためには、事務局に現地状況を踏まえたニーズを総合的に把握し、委員会のみならず、必要に応じて安保理に対しても的確な助言を行えるような経験の蓄積と知見の共有を図ることができる有能な専門家を配置すること。

B. 人材育成

これまで国連改革パブリックフォーラムでは、「人材育成」という言葉を使って平和構築能力の強化を議論してきた。しかし、これまでの議論で明らかになったのは、平和構築能力は個人のスキルやキャパシティだけではなく、むしろ政治的意思やガバナンスといった制度が重要であるということである。従って、平和構築能力はこの二つの軸にしっかりと視点をおいて、個人と制度の関係が相乗効果をもたらすようにするにはどうすべきか、平和構築プロセスの主役となるべき対象者は誰なのか、またそのために当事国だけでなく外部アクターが果たす役割は何か、またその調整はどうあるべきかが議論されるべきである。その観点から、これまでの議論を踏まえ、次の諸点を提案する。

a) 「法の支配」の確立

平和構築プロセスにおいて重要なのは、ボトム・アップ、特に強調すべきは被害者の視点である。過去の紛争に起こった重大な人権侵害に対して適切に対処することが、人権侵害の再発を防止し、紛争を助長させないために重要である。すなわち、攻撃の対象となってしまった人々、社会の支配の仕組みから阻害されてきた人々が平和構築プロセスの主役となるべき人たちである。和解のためには諸処の回復（名誉の回復、金銭的賠償、精神的リハビリ、社会への参画意識など）がまず行われるべきであり、それを保証するためにも直接・間接の暴力に対して容認しない「法の支配」の確立が重要である。また、この制度的キャパシティの向上は、単に外部からモデルを持ち込み、押しつけるのではなく、既に現地において伝統的に行われてきた制度を尊重すべきである。そのためにもボトム・アップ方式で住民との対話は欠かせない。

b) 人材育成と現場

平和構築の現場は一つ一つ違い、また矛盾に満ちあふれている。「法の支配」を掲げる国連が、政府が紛争当事者であった場合、選挙という政治プロセスを達成するために政治的暗殺の可能性がある者を予防的に拘禁するというケースもある。また、政治的に先鋭化された環境の中で、中立や人道といった理念が無意味化する場合も少なくない。現場経験にもとづいた状況を理解する力と自己反省と責任意識をしっかりと持つこと、また善良な市民だけでない多様なアクターが錯綜する中でどうやって平和構築プロセスを進め、現地に新しい社会関係を紡ぎ出していくのか。すなわち、現場には人材が「いない」、あるいは現地の人々は能力に「欠ける」のではなく、現地の人々の取り組みを如何に「探出し」、側面から支援するかが人材育成の要諦であることを再確認したい。紛争が一つ一つ違うことを踏まえれば、外部者は紛争を知らない人間である。その

自覚に立って、如何に現地の人々との対話の場を醸成していくか、特定のグループを排除することはせずに対話を続けるタフなプロセスであることを確認したい。

c)民軍関係

平和構築人材としてNGOの存在、そしてNGOとの連携が需要である。その一方で、軍事側からのドクトリンの変革（領域防衛から危機管理活動へ）に伴って、活動範囲が地域的にも、また分野的にも拡大してきている。そのため、軍がこれまで文民が中心とした活動領域まで介入することが起こっている。例えば、イラクやアフガニスタンで実施されている地域復興チーム(PRT=Provincial Reconstruction Team)などである。これによって、国家の暴力装置である軍隊と市民の立場から独立性、中立性を重視した非暴力活動を行うNGO（非政府組織）が接する場面が生じるようになってきている。その結果、様々なネガティブな影響が生まれている。例えば、アフガニスタンで長年にわたって活動を続けてきた国際NGOが撤退を余儀なくされている。NGOの活動領域や中立的な人道支援活動のスペースは明らかに狭まってきている。この実状に対して、改めて平和構築の主役は、地域の住民であることを思い返したい。そして、その地域住民と最も良い関係を築きながら平和構築プロセスを進めることができるのは誰なのかを考えれば、軍が果たす役割は極めて限定的であるべきであることは明らかであろう。また、軍隊自身も民営化や傭兵会社の登場などが進む中で公共性が損なわれてきており、中立性や公正性が担保できなくなりつつある。こうした問題に対して、国連はもっと国際社会の規範を導く役割を発揮すべきである。

d)企業との関係

企業というアクターには、単にリソース（人材、ノウハウ、資金）の提供者という側面だけでなく、紛争の構造的原因に関わっているという「社会的責任」の側面があることを看過してはならない。特に、「資源の呪い」と言われるように、昨今の紛争の原因や武力衝突の再発の背景には経済的要因が大きく影を落としているが、その背景には、ダイヤモンドの採掘、兵器の生産、石油など資源確保のための環境破壊や贈賄などの企業行動がある。平和構築を紛争の再発防止、予防という観点から捉えれば、環境や資源管理に関わる企業の社会的責任がまずもって求められるべきである。この問題に対して、国連グローバル・コンパクト（GC）に広義の平和に関する企業の責任原則を追加する提案が議論されている。世界全体で経済が沈滞気味の中で、企業への抑制的原則の追加に対して異論を唱える議論もあるが、現在の経済危機と平和安全保障問題は同じ

構造的要因によるものとの指摘もまた一方にある。持続的社会をどうつくるのか、その観点に立った根本的な改革が必要であることを強調したい。

e)日本の寺子屋制度について

日本人の平和構築人材の育成に関して言えば、理論よりも実践の現場から学ぶ姿勢、それも平和構築を狭く捉えるのではなく、紛争予防や難民支援、また現地の人々の暮らしや生業、文化までも理解を深める地域研究、そして国際政治や経済の歪みが平和を脅かす構造的要因なることへの理解を含めた平和とは何かについてのパースペクティブなど、広い視野を持った人材の育成が肝要である。また、こうした「平和を愛する」人材のネットワークは、それ自体が底辺からの息の長い平和構築プロセスであり、それを国連と日本が協力してサポートしてもらいたい。

*平和構築から開発、環境、軍縮、人権へ（日本政府への提言として）

A. 新しい安全保障概念に向けた対話の促進

第2回目の本フォーラムで、日本の平和構築理念について議論した際、欧州が策定した独自の安全保障戦略（**A Human Security Doctrine for Europe, 2004年9月**）を取り上げた。これは、人間の安全保障をベースに予防外交を中心とした危機管理型戦略文化を提案するもので、そこで第一の原則とあげられている人権の優位性を標榜した新しい考え方がセンシティブな平和構築にかかる対話のベースになる可能性があると考えられたからである。また同時に、それは国連の機構制度面の制約を乗り越える契機となるのではないかという点も議論した。例えば、平和構築委員会が人権理事会とのつながりを持つことは、そこで取り上げられる先住民族や現場の人たちの声を平和構築委員会、ひいては安保理まで反映させる可能性があるからである。ブッシュ・ドクトリンの下では、平和構築委員会と他の関係理事会との関係において、米国を中心とした当時の考え方では人権理事会が悪者を規定し、安保理に付託し介入し、平和構築委員会で後始末をつけるという危惧が現実化する懸念があった。そのため多くの途上国が、平和構築委員会に対して消極的な姿勢を示したのは当然のことである。しかし、米国に新大統領を迎えた**2009年**は、改めて平和構築の理念と新しい安全保障の考え方を多国間主義の下で市民と共につくりあげられる時ではなかろうか。そこにおいて日本が果たす役割も小さくないはずである。

B. 平和構築・人間の安全保障課の設置

上記の課題を進めるためには、日本政府において、平和構築に関する政策発

展のための調査及び情報収集、国内外の市民・NGO平和構築コミュニティとの意見交換、海外の国際平和構築ネットワーク（ドナー、国際機関など）の促進を目的とした「平和構築・人間の安全保障課」（仮称）を外務省内に新設し、省内のみならず他省庁・関係機関(主にJICA)に対しても、人間の安全保障の考え方の主流化を図ることが必要である。

C. 紛争予防を視点においたODAの実施

平和構築委員会への直接的な関与だけに限らない。例えば、シエラレオネに平和構築委員会が策定した協力枠組みでの優先課題に対して、日本はODAの供与がある。すなわちODAのあり方は平和構築委員会を実質的に有効にする上で不可欠な要素である。平和構築が単に紛争後の処理に限定するのではなく、平常時の構造的暴力も視野に入れた包括的な紛争予防を重視するのであれば、開発分野も含めた全体領域におけるあらゆる介入活動に対する熟慮を配させるセーフガード・ポリシーの強化を求めたい。

5) 人権

*総括的評価

2005年に始まった国連改革の中では、平和構築委員会につながる安全保障分野の改革と並行して、人権委員会の廃止と人権理事会の創設に繋がる人権分野の改革は多くの関心を集めた分野であった。しかしながら、「人権問題の政治化」を排除するという名目で始まった改革議論も、この分野で主導権を奮ってきた伝統をもつ米国の視点からすれば、人権理事会の規模を人権委員会から約半分に縮小し、欧米型の自由権概念を重要視する諸国による人権理事会の運営が目論まれたといえるだろう。これに対し、北欧諸国などの努力による精力的な調整の結果、47カ国の理事国数、先進国に偏らない地理的配分、またニューヨークではなくジュネーブに人権理事会は2006年6月に創設された。こうした形での人権理事会の創設は、端的に言えば、米国外交の失敗であり、その結果米国政府は、第1期の人権理事会選挙への立候補を断念して、人権理事会に対しあからさま敵対的態度を取った。人権委員会の傘下にあったさまざまな人権機関の再構築や新たな人権制度の実施、NGOの参加確保、人権高等弁務官事務所の強化など大きな課題を残していた時期だけに、人権理事会の誕生と米国政府の敵対的態度にNGOを含む多くの関係者の不安が感じられた時期でもある。さらに、人権理事会創設の核ともいえるもので、国連加盟192カ国の人権状況を等しく審査しようという普遍的定期審査（UPR）制度にも、それがどのような制度になるのか、また有効な人権保障メカニズムになるのか誰にも予想できないもうひとつの不安感が人権分野全体を覆った時期でもある。

しかしながら、2007年の主要な制度設計を経て、2008年4月に開始されたUPRは予想以上の成果を上げていると評価されている。また、特別手続きと呼ばれる特別報告者や作業部会では、特別報告者がテーマ別30、国別8に関して継続して活動しており、作業部会に関しても10の作業部会が活動している。また、人権理事会の下部機関としては、諮問委員会、先住民族の権利に関する専門家機構、マイノリティ問題フォーラム、社会フォーラムが再構築され、2008年から活動を開始した。さらに、NGOや国家人権委員会の参加も確保され、人権高等弁務官事務所もUPRと条約監視機関の調整や他分野の国連機関との調整などにその活動を拡大している。成果がきちんと評価されるためには、もう少し時間が必要かもしれないが、人権理事会の下で国連人権機関全体が空洞化するのではないかという大きな危惧や懸念はもうすでに払拭された観がある。

日本政府が、米国の旧政権的な視点をもっていることを否定しないが、こうした難しい時期に人権理事会の理事国として、制度の再建に貢献した点は否定

できない。しかし、個別地域の人権問題や社会権、マイノリティの権利、先住民族の権利などを含めた具体的なテーマに貢献できたかといえば、疑問の余地が残っている。これは、日本政府が、権利（人権）基盤アプローチを国内政策あるいは外交政策として受け入れない結果でもあるだろう。

*人権に関する評価と提言

A. 人権理事会による人権保障システムの強化

人権理事会が、さまざまな困難を経ながら、**2006年6月**に活動を開始し、人権委員会の下にあった人権機関を含めて、その再構築や**NGO**の参加の確保に活動してきたことは評価されているもちろん、その中には、機能が縮小されたものなどもあるが、むしろ強化されたものも少なくない。また、大きな変化は、人権理事会が、**1年に10週間3会期**の通常会期に加え、必要な場合には特別会期を開催できるという新しいシステムにある。これは、人権に対するより柔軟でタイムリーな対応を実現しているし、それぞれの特別会期のテーマはそれをよく示しているだろう。**2009年**にすでに開催された**第9特別会期**はパレスチナのガザ問題、**第10特別会期**はグローバル経済・金融危機と人権がテーマであり、**2008年**の**第6特別会期**はパレスチナのガザとウェストバンク、**第7会期**は食糧価格高騰に対する食糧権の確保、**第8会期**はコンゴ問題であった。さらに**NGO**や国内人権委員会の参加も従来の水準を維持できており、国連総会により近い位置にあるという利便性は、人権理事会の役割をより重要なものとしている。人権委員会の悪しき政治化の動きが完全に払拭されたとは言い難いが、よりよい人権の実現に向けて、新しい人権機構は確実に動き出していると考えていいたいだろう。

日本政府が、こうした人権理事会を中心とする国連人権機構の再構築に、人権理事会の理事国として一定の役割を果たしたことも評価に値する。もちろん、人権理事会の形が現実のものとなるに従って、日本政府自体が持っていた不安が解消されてきたことも事実だろう。しかし、残念ながら、途上国が多数となった同理事会の構成に不安や不信をみせる姿勢は、人権における自由権偏重の考え方も大きく関係しており、現実の国際社会の構成を積極的に評価し、人権の不可分性や人権概念の発展に対応しようとする姿勢が不足している。

B. 普遍的定期審査の開始と人権条約機関の協力の確保と促進

人権分野における国連機構改革の中心は、人権理事会の設置と同時に「普遍的定期審査（UPR）」という全く新しい人権システムの構築とその運用にあった。これは、人権理事会の理事国が中心となって、すべての国連加盟国の人権状況を**4年に一度**等しく審査しようというものであるが、そのサイクルの決定そのも

のが制度設計の中で確認されたものである。当初は、加盟国が同じ加盟国を適正に審査できるのか、また1カ国の審査時間が短く、すべての加盟国を等しく審査すること自体が幻想ではないかという懸念も寄せられていた。また、人権理事会理事国が優先的に審査される点を含めて、審査順位の確定、トロイカと呼ばれる審査国3国の決定など、手続き的な部分でも試行錯誤の連続であった。しかし、2008年に開始されたUPRは、予想以上に適正な制度として機能しており、各国のNGOの中にも、これを前提としてUPRを強化したいという期待が寄せられている。また、UPRの審査時間の短さは、従来の人権条約機関の人権審査の結果出された勧告などを活用するという方法で有効に補完されている。つまり、UPRの成功は、人権条約監視機関の個人人権テーマに関する審査の活動を前提とするものであり、これは、国連人権機関全体の活性化に寄与していると考えられる。

日本政府は、このUPRには当初かなり懐疑的だったと思われるが、人権理事会の理事国として、このシステム構築に協力してきたことは評価されるだろう。しかし、自らが審査対象国となった2008年のUPR第2会期あるいは人権理事会理事国として審査国、とくにトロイカの一員となった場合、UPRに適正に貢献できたかどうかは疑問の余地が残るところである。人権理念のきちんとした理解や個人人権条約への具体的な対応の経験がこうした能力の向上に不可欠であることを指摘しておきたい。

C. 下部機関と特別手続き（特別報告者と作業部会）、のあり方

人権委員会の廃止によって、実質2007年までにすべての下部機関は廃止された。これには、旧人権保護促進小委員会、旧先住民作業部会、マイノリティ作業部会などがある。これらの機関は重要な役割を歴史的にもまた現実にも担ってきたために、米国政府の圧力のもとで実質的な存続そのものが危惧された。しかし、旧人権保護促進小委員会に代わり、(人権理事会)諮問委員会が、人権理事会のシンクタンクとして18名の委員から構成される機関として再建され、2008年から活動を開始した。また、新設された先住民族の権利に関する専門家機構、マイノリティ問題フォーラムも2008年末に活動を開始した。2002年に設置された社会フォーラムは、人権理事会決議で存続が認められた唯一の下部機関である。さらに、存続や機能の縮小が心配された特別報告者・独立専門家の制度も基本的に維持されると同時に、強制失踪作業部会、恣意的拘禁作業部会の他、1503手続きも存続され、通報作業部会も存続された。

日本政府は、人権理事会諮問委員会に日本人の委員を就任させるなどの貢献を行ったが、活躍できる専門家の育成はまだ十分とはいえない。また、社会フォーラムやマイノリティ問題フォーラム、先住民族の権利専門家機構など社会

権や狭い意味での自由権から外れた分野に関しては、依然として関心が低く、質の高い貢献は実現できていない。

D. 人権高等弁務官事務所の強化

人権高等弁務官事務所は、国連機構改革によって予算が増額され、人材の確保やより広い分野での配置に成功したと評価できる。こうした改革の成果を生かした貢献としては、UPRと人権条約監視機関の活動を有機的に結びつけ、人権活動として統合した働きが評価できるだろう。別々の人権システムであるUPRと人権条約の監視機関の審査に際し、各条約監視機関から特定国に出された勧告をきちんと整理、要約し、これをUPRの資料として提供した功績は、人権高等弁務官事務所の強化の成果だと考えられる。また、各地域ではUNDPなどとの協力で、人権トレーニングが実施されている。

E. 「法の支配」の普遍性の確保

国連改革の中では、人権確立の方法として「法の支配」が再三強調されてきた。もちろん、テロリズムが「法の支配」を逸脱したものであることに反論の余地はないが、他方で国家テロリズムや対テロ戦争・政策が「法の支配」を逸脱あるいは崩壊させてきたことも事実である。この点、国連人権機関はこうした問題に大きな警鐘を鳴らしてきたし、国際刑事司法の近年の活動なども、こうした「法の支配」における普遍性の確立に関して努力が強化されることを意味していると思われる。

日本政府は、「法の支配」における普遍性の確立という意味で、US-VISITと呼ばれる出入国審査制度をはじめ、米国旧政権との対テロ戦争・政策への協力を改めて再検証する必要に迫られている。

F. 権利（人権）基盤アプローチ（RBA）の拡大・浸透

人権高等弁務官事務所は、人権が関連するすべての分野において、権利基盤アプローチ（RBA）の重要性を国連改革の直前に明確化し、この促進を図ろうとしたが、これが成功したと評価することは難しい。

日本政府は、自らが推奨する人権の安全保障政策の中に、人権保障が含まれているという解釈を取るが、実体的な意味においてRBAが日本の外交政策の全体に浸透し、その中で十分に理解されているとは言い難い。

G. 日本政府による人権理事会理事国としての人権外交、人権対話

日本政府は、2006年に第1期に人権理事会理事国として立候補して当選し、人権外交に努力してきたと評価できる。しかしながら、そこで展開された政策が、

人権分野に貢献する主体的で具体的なものであったかには厳しい評価が必要だろう。例えば、「自由と繁栄の孤」という政策も米国旧政権下の新保守主義体制の政策体系に沿って策定されたもので、人権政策としてのグローバルな意味での貢献にはなっていない。より具体的な文脈に沿って、主体的で、米国追随型の政策ではなく公平な多国間主義に基づく人権政策の策定が不可欠である。

この文脈は、裏を返せば、日本国内での人権政策との一貫性の問題に突き当たることになる。具体的には、UPRにおいて日本政府報告書が審査された際の消極性や柔軟な対応の欠如は、国際的な評価と密接に結びついている。もちろん、こうした人権政策の質の確保の問題と切り離れた形で、国連の人権分野に対する拠出も強化されるべきである。こうした点から考えれば、機構改革による総合外交政策局と国際協力局の分離が、外務省の機構として国連改革に貢献しているかどうかは再考の余地があるだろう。

*人権から開発、環境、軍縮、平和構築へ

国連人権機構の再構築と国際環境の変化、グローバルな問題の深刻化に伴い、他の分野が人権保障機構と共同作業をする余地はますます拡大している。

人権理事会の特別会期が、食糧価格の高騰やグローバル経済・金融危機を取り上げて開催されたことを考えれば、開発や人権分野との共同作業は人権の基本理念からみても大いに促進されるべきである。もちろん、通常の会期においても、開発や環境、安全保障などに関わる問題を人権の視点から提起可能である。また、社会フォーラムやマイノリティ問題フォーラム、先住民族権利専門家機構の活動も、経済的、社会的、文化的権利と市民的権利、政治的権利の関係を見直す上で重要だ、多くの開発や環境問題に適用可能である。

また、テーマ別の特別報告者、独立専門家の中では、人権と極貧、食糧の権利、経済改革と対外債務、身体的健康と精神的健康、対テロ政策と人権、多国籍企業と人権、水の権利などの問題が扱われており、これらのテーマは、開発、環境、安全保障などと緊密に関連したものである。

さらに、社会権や権利基盤アプローチも、分野を越えた問題の解決に有用であり、人権高等弁務官と同事務所の活動の展開が注目される場所である。

国連改革に関するNGO連絡会：

〒110-8605 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル6F（日本国際ボランティアセンター内）

Tel: 03-3834-2388、Email: unreform7@yahoo.co.jp